

第3回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成26年10月2日(木) 午後1時57分～午後4時00分
- 会 場 村上市役所 5階 第4会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 9名 欠席 1名
総務課長、総務課参事、人事管理室員2名

(午後1:57開会)

1 開 会

2 会長挨拶

会長

ご多忙の中、ご参集していただき誠にありがとうございます。
本日は、皆様からの慎重審議していただいた意見の協議等をいたします。
会議は2時間程度を予定しておりますので、皆様のご協力お願いいたします。

3 協議

- (1) 村上市行政改革大綱後期実施計画の平成25年度進捗状況及び計画変更案に対する意見協議について【資料No.1】

「村上市行政改革大綱後期実施計画の平成25年度進捗状況及び計画変更案に対する意見協議について」を事務局が説明。

会長

事務局からの説明について意見、質問等ありましたらご発言お願いします。

委員

率直な感想として案の本文が甘いので、もう少し厳しくしてもいいと思います。

前回の会議に来庁した際、すれ違った職員に挨拶がない旨が全体意見であったとおり、接遇に対する意識の低さが見受けられます。

根底には、この改革をしなければいけないという意識が末端の職員まで浸透していないと感じました。

また、単年度の数値目標を達成したとしても次年度に続かなければ意味がないものですので、気を引き締めるために厳くしたものが良いと思います。

あと、この膨大な改革をする上で綿密な行動計画が必要となります。この計画がないために4割の未達成等が出ていると考えます。

トップから末端職員までこの改革をやりぬくという意識改革をしてもらうことを意見として附していただきたいと考えます。

会長

貴重な意見でありますので、この原案に追記した方がよいと考えます。

他にご意見ございますでしょうか。

委員

答申案はよくまとめられていると思いますが、この進捗について細部の内容が把握できないため、大まかな意見しか出せませんでした。

どういったことをして効果が現れ、どういうことをしなくて効果が現れなかったのか等、細部の実行内容を具体的に明記していただくべきと感じました。

委員

この答申内容のとおり改革を進めていただければかなり良い結果が出ると思いますが、接遇に関して意見を言わせていただくと、挨拶することにより来庁者等が分からないことを聞くことができるというメリットがあるということを認識し、挨拶することの意味をよく理解した意識をもってもらいたい。

会長

答申案に現れない意見についても、答申した意見以外行わないということにはならないものと思いますので、市としては答申に現れない意見も尊重していただきたいと思います。

総務課長

ご意見いただきました件について、職員の意識の甘さが生じないように徹底して取り組んでいきたいと思えます。

あと、会長のご意見については、あくまで答申として市が受け取るものはこの原案のものとなりますが、内部機関である行財政改革推進本部においては【資料No.1-2】も付けて再度審議させていただきますので、本部会議を通して末端職員まで意見を伝達させていただきます。

委員

私は、悪いものに対する意見をいうのは当然ですが、良い評価のものについても評価し、意見をいうことも必要と思ひ、良い評価に対して意見を出しました。

会長

悪い評価に対する意見ばかりで職員のやる気を削ぐことにならないためにも、取り組みをしたことによる評価も必要だと思ひます。貴重なご意見と思ひます。

委員

原案はよくまとまっていると思いますが、これは市民に向けての言葉と感ひます。

課長が言われたとおり、行財政改革推進本部会議に【資料No.1-2】も出して職員に向けて意識改革等を促すのであれば事務局案で良いと思ひます。

委員

原案はよくまとまっていると思ひます。

ただ、個別意見でも意見をささせていただきますが、人事考課については人材育成の観点から目標管理制度を運用して、中間、期末面接で職員を育成してほしいと思ひました。

ただ、推進しただけでは職員一人ひとりが忙しい中では難しい部分もあると思ひますので、中間に管理職からの育成指導があり、目標管理にその育成指導を盛り込んで行っていただきたいと思ひます。

委員

基本的にやさしく感じます。もうちょっと厳しくしていただいた方がいいと思います。

委員

私は、来年度の状況を見て厳しくしていく必要があると思いますが、まだ平成25年度のことなのでこの文案で良いと思います。

会長

最初が肝心なので、追記程度で結構ですが、文面は厳しくした方がいいと思います。

総務課長

個別項目の内容が分からないので評価が出来ないという意見がありましたが、内部の感覚で作成した報告書となっていました。

報告書様式を変更することは可能ですので、ご意見をいただき、来年度に向けた細部の分かるように変更を検討いたします。

事務局

答申文案を協議した中で職員の取り組みに対する意識付け、及び綿密な行動計画のことを追記する形で文案を修正することによろしいでしょうか。

会長

この取り組みに比重を置くことにより、本来の業務が疎かになる危険性もあることと、実情に見合わない職員の削減というのは、市全体の行政力低下の危険性があります。

何かを行う時には、何か犠牲になるということは避けるべきことと思いますので、人員削減が全てではなく、市民サービスが維持できた上での改革が必要と思います。

市民サービスの維持に見合わないような職員削減は危険ですので、この委員会としてもこの件は発信していくべきと考えます。

また、市に全てを行ってもらうのではなく、協働のまちづくりはボトムアップで物事を行っていますので、自分たちの地域は自分たちで盛り上げていくという意識と連動して取り組んでいくべきと思います。

委員

各委員の意見で市職員は高い給与を貰っているという意見がありましたが、職員個々は自分は給与に見合う働きをしているという意識なのではないでしょうか。

自分たちは、他より高い給与を貰っているということを認識し、業務のみならずもっと地域活動に参加し、地域に貢献しなければいけないという意識をもってもらいたいと思います。

総務課長

給与について若干説明させていただきます。

事務局

後期実施計画にある単価は、平成24年度の一般会計予算の人件費を基に設定しております。

この人件費には、事業者が負担する分の社会保険料、退職手当負担金、公務災害負担金等が含まれて

いるものであり、ホームページで公表しておりますが、給与として職員が受けている基本給及び手当等の平均は、事務職平均年齢 41.3 歳で 470 万円程度となっております。

委員

それでも民間と比べても高いと思いますので、それに見合った仕事をしていただきたいと思います。

総務課長

やはり民間と比べると高い水準ですので、それに見合った業務及び能力が必要と思います。

あと、定員適正化についての意見もありましたが、これについても答申に追記すればよろしいでしょうか。

会長

職員削減の在り方について、市民からの意見は非常に多く出ていると思います。

職員は一生懸命にやっていますが、特に支所は元気が無い、パワーが落ちていると感じます。

本庁でなければ出来ないことが多々あり、そうなる支所ではなく、本庁に足を運ぶことになってきています。

それが市民サービスの低下として捉えられてしまいますので、人員配置、削減の検証をしながら行うべきだと思います。

財政基盤の堅持のため経費を削減する部分は件費以外にもまだあると思いますので、その部分をスピーディに取り組んでいていただきたいと思います。

総務課長

職員削減は財政基盤の堅持だけを目的としたものではありませんが、それも大きな要因となっています。

委員

前に県市町村課で合併に伴い、その地域に住む人にとって支所人員減少の影響についての講話があり参加させていただきました。

その中で、支所の権限が無くなってきているため本庁に伺い、その場で解決できないことが多々あり、物事がスピーディに出来ず、市民サービスの低下に繋がっているという話がありました。

この状態だと支所で解決できないものが本庁に上がり、本庁も疲弊することになると思いますので、ある程度支所に権限がないといけないと感じました。

総務課長

この意見は合併当初からありましたが、支所に権限が無いと言うことではなく、支所には必要な予算もありますし、執行もしております。

ただ、支所の職員は幅広く業務を行うこととなっているため、個人のスキルだけでは追いつかず、都度本庁に伺うことがあります。

また、平成 26 年度の組織再編で支所長の管轄に市民及び福祉等の部門を追加しましたが、なかなか本来 3 課あったものを一人だけでは見きれない状態であり、本来支所長が決定するものを本庁に相談するということがおきています。

委員

職員の年齢構成は、いびつなものにはなってはいけないものですし、優秀な人材の確保は、将来の財産となりますので、職員の削減の見直しについても追記していただきたいと思います。

会長

修正案は、先ほど出ました職員の取り組みに対する意識付け及び綿密な行動計画、定員適正化の見直し等を追記する形で事務局案を修正していただきたいと考えます。

事務局

修正案につきましては、協議のありました件を追記し、早い段階で各委員へ送付させていただきます。その後各委員から意見をいただき、第4回で確認後答申とさせていただきます。

会長

それでは（1）の協議は終了いたします。5分ほど休憩します。

～ 休憩 ～

会長

会議を再開いたします。

それでは、「(2) 行政評価制度試行における事務事業の選定について【資料No.2】」事務局から説明願います。

「(2) 行政評価制度試行における事務事業の選定について【資料No.2】」事務局が説明

会長

事務局からの説明について意見、質問等ありましたらご発言をお願いします。

委員

前回評価した事業で委員会として見直しとなっていたものが通常に継続されていましたが、この活動は試して評価を事業に反映しないのでしょうか。

総務課長

行政評価制度の導入は、今回については試行であり、早急に本格稼働したいと考えておりますが、今回委員に評価していただいた事業は何らかの形で事業に反映させていただきます。

委員

外部評価委員会の役目をこの委員会で行うとのことですが、本格稼働時には公募により委員を募集するとの考えなのでしょうか。

事務局

平成22年度ではこの委員会と別な委員会を設置して行うことという意見をいただきましたが、平成25年度の試行にて委員会から提言をいただきました内容は、この委員会と行政評価委員会と意見の方向性が違う場合があり得ることから、この委員会の活動として行政評価の外部評価を担うことの検討も

必要との意見をいただきました。

委員

どういった基準で選定のしたらよろしいでしょうか。

事務局

各委員の関心のある事業、評価にふさわしいと思う事業等を選定していただきたいと考えます。

【資料No.1-3】にて各委員が選定した事業を事務局が集約し、第4回でその集約したものをもって協議していただきます。

委員

【資料No.1-2】のP6の賦課徴収経費とはどのような事業でしょうか。

総務課参事

市税等の税額算定及び税の徴収に係る経費となっております。

4 その他

(なし)

5 次回の日程について

日 時：平成26年10月23日(木) 2:00 ~

会長

慎重審議ありがとうございました。

今回は平成26年10月23日午後2時からですのでよろしくお願いいたします。

6 閉会

(午後4:00 閉会)

以上、第3回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成26年10月21日

会 長 松 本 豊 印